

こどもには、どんな権利があるの？

世界中の全てのこどもが生まれたときから持っている権利についてまとめた「子どもの権利条約」では、大きく分けて、次の4つのこどもの権利を守るように決められています。

このページは、こどもでも読めるように、やさしい言葉で書いています。ぜひ、大人の人と読んでみてください。

生きる権利

こどもは、周りの大人に守られて、安全に安心して暮らせる権利があります。どんな理由があっても暴力を受けたり、いじめられたりしていい存在ではありません。

- 命が守られて、安全に安心して暮らせること
- 叩かれたり、ひどいことを言われたりしないこと
- 病気のときに、病院などで手当を受けることができること

守られる権利

保護者の人や周りの大人の人に守ってもらえる権利があります。一人ひとりにそれぞれ違うところがあって、それぞれの良さがあります。ありのままの自分を大切にしてもらえる権利があります。

- 保護者の人や周りの大人の人に守ってもらえること
- 一人ひとりに違いがあり、ありのままの自分が大切にされること
- 虐待、いじめ、体罰、差別などから守られること
- つらく困ったときには、安心して相談できること
- 身体や心が傷ついたときは、回復するまで手当をもらえること



育つ権利

いろいろな人との関わりの中で遊んだり、勉強したり、休んだり、健康に毎日を過ごす権利があります。

- 元気に、健康に毎日を過ごせること
- 教育を受けられること
- 遊び、スポーツ、芸術などを楽しめること
- 疲れたときに、休むことができること
- 失敗しても何度でもやり直せること



自分の気持ちを言う権利

自分に関係のあることについて教えてもらえたり、自分の話を聞いて大切に受け止めてもらえたりする権利があります。社会の一員として、意見を言うことができます。

- 自分の話を聞いてもらえること
- 自分の意見を大切に受け止めてもらえること
- 自分の意見は途中で変わったりしてもいいこと
- 自分のことについて教えてもらえること
- みんなで話し合っ決めて決めること
- 考えや感じたことを自由に表現できること
- 仲間と社会の活動に参加できること
- 社会の一員として、こどもの立場で意見を言えること

自分の権利も、みんなの権利も同じように大切にしましょう

大人が守ることはもちろんですが、こどものみんなも、自分の権利を大切にすると同じように、他の人の権利も大切にすることで、みんなの権利が守られます。

「自分だけが良ければいい」ではなく、「お互いに大切な存在として思いやり、違いを認め合いながら尊重し合える関係」を大切にしていきましょう。



特集 大切なあなたに知ってほしい こどもの権利



全てのこどもが将来にわたって幸せな生活ができる社会を目指して

国では、日本国憲法および児童の権利に関する条約（通称：子どもの権利条約）の精神にのっとり、全てのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができ、社会の実現を目指して、こども施策の基本理念などを定めた「こども基本法」が令和5年4月に施行されました。同年12月に閣議決定された「こども大綱」には、「こどももまんなか社会」について、全てのこども・若者が、自立した個人としてひとしく健康やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境などにかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができ、社会として明示されています。

全てのこどもが生まれながらに権利を持つ

市でも、これまで以上にこども施策を総合的かつ一体的に推進し、切れ目のない支援を進めていくため、こども大綱の趣旨を踏まえ、さらに

これまでのこども・子育て分野の計画を包含した「富士見市こども計画」を令和7年3月に策定しました。この計画において、基本目標の一つ目に「こどもの権利擁護、意見の反映」を掲げています。権利（人権）は、誰もが当たり前前に持っています。一人ひとりが自分らしく幸せに生きるため、お互いの意見や気持ちを大切にしながら家庭・学校・地域で安全に安心して生活するために必要なものです。3ページではこどもでも読みやすいようにやさしい言葉で説明していきますので、権利を守るために何ができるかを考えてみませんか。

写真の二人が読んでいるのは、「こどもの権利ノート」（富士見市子どもを守る地域協議会発行）



富士見市子どもを守る地域協議会

本市で暮らすこどもたちが安全に安心して生活できるように、こどもに関わる機関や団体が適切な連携と対応を行うための協議会です。

〒049-2523 3773
子ども未来応援センター

※本特集では、こども基本法の基本理念を踏まえて平仮名で「こども」と表記しています。（法令や固有名詞などを除く）

まちの相談パートナー 人権擁護委員を知っていますか

市町村の区域で人権擁護活動を行う、法務大臣から委嘱された人たちです。本市は8人の人権擁護委員が市民相談や人権教室などをはじめとする人権啓発活動に尽力しています。

任期は3年(再任可)で、相談などの業務を行うにあたっては関係者の秘密を守る義務があります。

人権擁護委員制度について詳しくはこちら▶



■ 市民相談

とき 毎週木曜午前9時～正午
(祝日、年末年始を除く)

相談方法 オンライン(要予約)、電話、
対面(市役所2階第3相談室)

相談員 人権擁護委員、行政相談委員
問 人権・市民相談課 ☎@272

INTERVIEW

一人権擁護委員として活動され、委員を代表して富士見市子どもを守る地域協議会(代表者会議)にも出席いただいている井上さんにお話を伺いました。

● **人権擁護委員の活動**
私は平成29年に委嘱を受け、現在3期で活動8年目を迎えます。主な活動としては、当番制での市民相談、川越人権擁護委員協議会による特設人権相談で人権相談を受けています。また、子どもとの関わりという市内学校での人権教室や人権の花運動、子どもの人権SOSミニレターへの回答を行っています。もちろん委員の仕事には守秘義務があるので、家族にも話せません。



人権擁護委員 井上 恭子 さん

川越人権擁護委員協議会での研修受講も活動の一つです。協議会での啓発活動強調事項の18項目中2つ目に「子どもの人権」が挙げられ、子どもに特化した委員会も設置されているなど、特に力を入れて取り組んでいます。

● **子どもの人権SOSミニレター**
小中学校にミニレターを置いており、川越人権擁護委員協議会を通じて相談の手紙が届きます。例えば、いじめられている本人からだけではなく、いじめを見た周りの子からも相談があります。家庭や学校以外に思いを伝えられる一つの選択肢になっていると思います。

● **学校での取り組み**
学校からの依頼を受けて実施する人権教室は、みんなに人権があり、仲良くしようという目的で行っています。人権擁護委員で選定した映像を見ても、「登場人物の気持ちになって考えたらどう思う?」という問いかけをしています。映像から知識を学ぶことで、相手の気持ちやどう対処すればよいか考えられる機会になればと、真剣に考えてくれる子どもたちの姿を見ています。

子どもへのメッセージ

あなたは一人じゃないんだよと伝えたいです。一人で一生懸命悩んでしまうかもしれないけれど、保護者でも先生でも地域の人も、相談してほしいです。

大人へのメッセージ

子どもは守られて当たり前での存在です。どこまでも味方であることを伝え、相談してもらえ、信頼してもらえ大人になってほしいです。

大人の役割を考える

Q こどもの権利を守るのは大人の役割…
大人は何でも子どもが言ったとおりにするの?

A こどもの意見をよく聴いて、
何が「子どもにとって最もよいのか」
を一緒に考えることが大切です。



「こどもの権利を大切にしよう」というと、「全て子どもが言ったとおりにしないといけないのか」と思う方もいるかもしれません。

そうではなく、大人が子どもの言うことをよく聴いて、何が「子どもにとって最もよいのか」を一緒に考えることが、こどもの権利を守ることに繋がります。

全ての子どもが、自分らしく健やかに成長するためには、家庭だけでなく社会全体で支えていく必要があります。こどもの「こえ」や意見を聴き、「こどもの目線」で「子どもたちにとって最もよいことは何か」を一緒に考えていきましょう。

Check!

こどもの健やかな成長を支援する場があります

NPO法人やボランティア団体により、無料または低額で食事を提供する「子ども食堂」、学習を支援する「学習支援教室」、遊びの場を提供する「プレーパーク」などの子ども・若者の居場所づくりの取り組みが広がっています。



自分が大切にされていないと感じて、つらいときや悲しいとき… あなたやあなたの家族・友だちを守るために相談できる場所があります

あなたが通っている学校やよく行く病院などでも相談できます。

大切なあなたが困っているときに、話を聴いてくれて、一緒に考えてくれる人は必ず近くにいます。

相談場所一覧

● 富士見市子ども未来応援センター

☎049-252-3773

相談時間 月～金曜午前8時30分～午後5時15分
(祝日、年末年始を除く)

● 親子のための相談LINE

右記二次元コードを読み取り、またはLINE画面で「親子のための相談LINE」と検索し、友だち追加



● 24時間子供SOSダイヤル

☎0120-0-78310

相談時間 毎日24時間

● 子どもスマイルネット(埼玉県)電話相談窓口)

☎048-822-7007

相談時間 毎日午前10時30分～午後6時
(祝日、年末年始を除く)

● さいたまチャイルドライン

☎0120-99-7777

相談時間 毎日午後4時～9時

● 富士見市教育相談室

☎049-257-5310

相談時間 月～金曜午前8時30分～午後5時
(祝日、年末年始を除く)

● こどもの人権110番

☎0120-007-110

相談時間 月～金曜午前8時30分～午後5時15分
(祝日、年末年始を除く)

● 埼玉いのちの電話

☎048-645-4343

相談時間 毎日24時間

● 児童相談所虐待対応ダイヤル

☎189(いちはやく)

相談時間 毎日24時間

● 朝霞児童相談所

☎048-465-4152

相談時間 月～金曜午前8時30分～午後6時15分
(祝日、年末年始を除く)



● 「話をよく聴く」ことを大切に

人権相談を受けて、すぐに解決できるということはありません。相談を受けるうえで大切にしているのは、とにかく「話をよく聴く」こと。親御さんから相談を受けることもありますが、やはりまずは話を聴くことが一番の仕事だと思って取り組んでいます。人権擁護委員の話をいただいたときは大変な仕事だと思いましたが、相談を受けるうちに、全てのこと人権につながっていると感じました。

8人の人権擁護委員が頑張っていますので、ぜひいつでもご相談ください。

子どもの夢つなぐ市民運動☆ふじみ ～10月は子どもの夢つなぐ市民運動☆ふじみ強調月間～

子どもたちが、生まれ育った環境によって、現在も未来も左右されることなく、夢や希望をもって健やかに成長できるまちづくりを目指して、企業や事業所、地域団体、行政が一体となって「子どもの夢つなぐ市民運動☆ふじみ」に取り組んでいます。

子ども服や食料品の寄附、活動場所や物資倉庫などの場所の提供、ボランティア活動などをしていただける方(サポーター)を募り、それぞれを必要としている方につなぎ、活用する運動です。

詳しくは
こちら▼



富士見市子ども未来応援基金への寄附

基金を活用し、こどもや若者の居場所づくり事業を行う団体に対し補助金の交付を行っています。皆さんからのご寄附が、こどもたちの未来を応援する大きな力となっています。

※この寄附は所得税・法人税の優遇措置が受けられます。



里親について考えてみませんか ～10月は里親月間～

さまざまな理由で家族と離れて暮らすこどもは埼玉県で約2,000人

18歳まで(必要に応じて20歳)のこどもを家庭に迎え入れ、育てていただくのが「里親制度」です。全てのこどもたちが愛情や温もりを感じながら育つことができるよう、里親家庭を増やす取り組みを進めています。



◀埼玉さとおや
こども広場



◀県ホームページ
「里親入門講座のごあんない」

■ 里親の種類

● 養子縁組里親

将来的に養子縁組を希望し、養子縁組の必要なこどもを養育する里親

● 養育里親

養子縁組を目的とせず、一定期間養育する里親

※上記のような養子縁組や長期間の預かりだけではなく、保護者の病気や入院などを理由とした数日～短期養育もあります。

STOP! 児童虐待 ～11月は児童虐待防止推進月間～

虐待はこどもの心身や発達に深刻な影響を与えます

保護者(親または親に代わる養育者)がこどもの心や身体に傷をつけ、こどもの健やかな発育や発達に深刻な影響を与える行為で、こどもの権利を侵害します。

愛情に根差した「しつけ」のつもりでも、現実にはこどもの心や身体が傷つく行為であれば、虐待にあたります。

【こどもの心身への影響】

虐待は、こどもの脳の発達に深刻な影響を及ぼします。幼少期に辛い体験をすることで脳が傷つき、将来心身の成長や発達に影響が出ることがあります。

こどもを虐待から守るために

心配な状況を発見したら、迷わず児童相談所や市役所へ相談してください。相談者が特定されないよう秘密は守られます。また、虐待のことで悩んでいるこども自身や保護者の方からの相談も受け付けています。

もしかして虐待かも?と思ったら

児童相談所
虐待対応ダイヤル **いちはやく 189** (24時間対応)

※近くの児童相談所につながります。

こんなことはありませんか?

- こどもに不自然なアザや傷がある
- 服がいつもひどく汚れている
- いつもお腹をすかせている
- 大人の怒鳴り声やこどもの泣き声がよく聞こえる など

緊急の場合は
迷わず110番

■ そのほかの通告・相談窓口

朝霞児童相談所 ☎048-465-4152

月～金曜午前8時30分～午後6時15分(祝日、年末年始を除く)

埼玉県虐待通報ダイヤル ☎#7171

24時間対応

富士見市子ども未来応援センター ☎049-252-3773

月～金曜午前8時30分～午後5時15分(祝日、年末年始を除く)

東入間警察署 ☎049-269-0110

24時間対応